

同仁東保育園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、同仁東保育園（以下「保育園」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 保育園は、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 保育の提供に当たっては、入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 保育園は、乳幼児の家庭や地域や法人内の様々な社会資源との連携を図りながら、乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 保育園は、児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号。以下「基準条例」という。）その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 保育園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 第5条に規定する時間における保育の提供
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等の実施
- (4) 一時預かりの実施
- (5) 休日保育の実施
- (6) 病児保育の実施（保育園に入園している乳幼児に限る。）

(職員の職種、役職、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、役職及び職務内容は、管理規則第4条及び第6条に規定する職種、役職及び職務内容とする。

2 職員の員数は、基準条例の規定を下回らないものとする。

(利用時間)

第5条 保育園の利用時間は、次のとおりとする。ただし、保育園長が必要と認めた場合は、これを変更することができるものとする。

平日 午前7時から午後7時まで

土曜日 午前7時から午後6時まで

日祝日 午前8時30分から午後5時30分まで

- 2 前項の規定にかかわらず、平日の利用時間は保護者の希望により午後8時までの範囲で、時間外保育を提供することができるものとする。

(休園日)

第6条 保育園の休園日は、12月30日から翌年1月3日までとする。ただし、高萩市長から指示がある場合及び保育園長が必要と認め、社会福祉法人同仁会理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けた場合は、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

- 2 保育園長は、必要に応じて前項に規定する休園日の一部の日を開園することができる。

(希望保育日)

第7条 保育園長は、8月13日から8月15日まで、保育希望の有無を保護者に確認することができる。

(利用の制限)

第8条 保育園長は、法定伝染病その他の伝染病に罹患し、またはその恐れがある場合は保育園の利用を制限することができる。

- 2 保育園長は、前項に規定する伝染病の蔓延を防止するため、理事長の承認を受けて、クラス閉鎖することができる。

(保護者負担その他の費用の種類)

第9条 保育園を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 保育園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を言う。）の支払いを受けるものとする。
- 3 保育園は、前2項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
- 4 前項の規定に係わらず、保護者が別表に掲げる項目の全部又は一部を希望しない場合は、その項目に係る費用は徴収しない。

(利用定員)

第10条 保育園の利用定員は、管理規則第3条に規定するとおりとし、年齢別の定員は次のとおりとする。

年 齢	定 員
0 歳児	1 0 名
1 歳児	2 2 名
2 歳児	2 2 名
3 歳児	2 2 名
4 歳児	2 2 名
5 歳児	2 2 名

(利用の開始に関する事項)

第11条 保育園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 保育園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号及び3号認定こどもの保護者が、支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第13条 保育園の職員は、保育の提供を行っているときに、乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに嘱託医又は乳幼児の主治の医師に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、委託している市町村、乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 保育園長は、前項の内容を事故報告書にとりまとめ、理事長に報告するものとする。
- 5 乳幼児に対する保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 保育園は、乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第16条 保育園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日適用の同仁東保育園管理運営規程は、廃止する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給 食 費	3才以上の主食代として	月額 1,500 円
教材・絵本購入費	保育で利用（個人所有）	月額 500 円
写真代	0歳児	卒園アルバムの作成 500 円
	1・2歳児	同上 1,000 円
	3歳児以上	同上 1,500 円
アルバム代	同上	1,000 円
カラー帽子購入代		500 円
カラー帽子購入代	保育で利用（個人所有）	500 円
親子遠足積立金	年1回の親子遠足の費用として（4才～）	月額 500 円
観劇代	年1回の観劇の費用として（4才～）	1,000 円
マウスピース代	鼓笛隊練習のため（3才）	450 円

※ 入園日が10月1日以降の日の場合の写真代は、次のとおりとする。

0歳児	300 円
1・2歳児	500 円
3歳児以上	800 円

2 一時預かり保育に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
保 育 料	一時預かりに係る人件費等として	30分毎 200 円
給 食 費	3才以上の主食代として	1食 200 円

※ 同時に二人以上預ける場合の二人目以降の保育料は、30分毎100円とする。

3 延長保育に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
延長保育料	延長保育に係る人件費等として	
	19:01から19:10までのお迎え	1日 100 円
	19:11から19:20までのお迎え	1日 200 円
	19:21から19:30までのお迎え	1日 300 円
	19:31から19:40までのお迎え	1日 400 円
	19:41から19:50までのお迎え	1日 500 円
	19:51から20:00までのお迎え	1日 600 円